

昭和56年5月以前の住宅にお住まいの方へ

『住まいの耐震化』

で自分と家族の命を守りましょう。

昭和56年5月以前に着工した木造住宅は、

耐震診断を受けましょう！

※昭和56年6月に耐震基準が見直され、それ以前に着工した住宅が多く被害を受けています。

ステップ 1

住宅の耐震診断 **無料**

耐震性が
不十分な場合

ステップ 2

住宅の耐震改修・建替え

最大 **143万7千500円**まで補助

耐震シェルター・防災ベッドの設置

最大 **36万円**まで補助

(注意) 耐震改修・建替え、耐震シェルター・防災ベッドは、
年度内に工事を完了することが条件となります。

補助の対象は？

- ①昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ②木造在来工法で建築されたもの
- ③2階建て以下のもの
- ④長屋・共同住宅以外の個人所有のもの
(借家は除きます。)

※その他諸条件があります。

申し込み方法は？

下記の担当窓口にご相談ください。
補助件数に限りがありますので、お早
めにご相談ください。

受付

・
お問合せ

上野原市役所 建設課 都市計画担当

上野原市上野原3832番地(庁舎2階) [受付時間 平日8:30~17:15]

☎ 0554-62-3123

わが家につくる生存空間。

「耐震シェルター・防災ベッド設置支援事業」



短期・低コストで安心な

耐震シェルター・防災ベッド

を設置しませんか？

耐震シェルター・防災ベッドの設置に要する経費に対し最大36万円の補助金が出ます。

【耐震シェルター・防災ベッドとは】

地震により万が一住宅が倒壊しても、住宅内に生命を守るための安全な空間を確保するための装置をいいます。

住宅の1階にある居間や寝室などに設置します。



耐震シェルター



防災ベッド

受付
・
お問合せ

上野原市役所 建設課 都市計画担当

上野原市上野原3832番地（庁舎2階） [受付時間 平日8:30～17:15]



0554-62-3123